

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	今村地区農用地利用改善組合 (東栄・今本・住吉・今池)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月10日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内の認定農業者及び区域外の認定農業者により、83%以上の面積を集積している。作業委託等を含めると90%超を耕作している。また、それぞれの認定農業者には後継者もいる。
- ・区域内外に出作、入作があり、今後、集約化に向けて課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・区域内の認定農業者(後継者あり)に集約していく。
- ・区域内の認定農業者については、施設にてチンゲン菜、トマトを栽培し、安定的な複合経営を行っているため、今後も現状の取り組みを継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地バンクを活用し、区域の認定農業者への集約・集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

作業委託等の農地、自作農の農地を意向をふまえ、段階的に集約・集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

圃場整備から、年月が経っており、用水、パイプライン等老朽化が進んでいるため、整備事業等を活用し、更なる大区画化、汎用化等の基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

区域内の認定農業者には後継者もあり、継続的に地域で後継者を育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

利用はしない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ジャンボタニシが北上してきており、数年後には当区域でも被害が想定されるため、市、地域、JAと協力し未然防止に取り組む。

⑦用水、パイプライン等、環境保全会とも協力し、老朽化している箇所を直していく。